

“認知症とともに生きる希望条例” 成立

世田谷区「区民は当事者のパートナー」

 毎日新聞  2020.9.29

認知症の人が自分らしく生きる希望を持ち、安心して暮らしていける地域を目指した東京都世田谷区の条例が28日、同区議会で可決、成立した。条例は認知症施策で「区は常に本人の視点に立ち、意見を聴かなければならない」と定めるなど認知症とともに生きる本人を重視。本人と一緒に共生社会を実現する姿勢を示したことから、識者は「各自治体の条例の先駆けとなるものだ」と高く評価している。

成立したのは「認知症とともに生きる希望条例」。10月1日から施行する。

かつての認知症施策は当事者である本人の声をほとんど聞かずに作られてきた。ここ数年は自らの思いや体験を語る本人が増え、和歌山県御坊（ごぼう）市が本人とともに作った条例を昨年施行するなど新たな動きが出ている。

世田谷区によると、条例作りには認知症のある60～80代の男女3人が参加して思いを述べた。条例が目指すのは自宅や病院などどこにいても本人の意思と権利が尊重され、全区民が安心して自分らしく暮らせる共生社会。付則では「認知症になると何もわからなくなる」という一般の考え方が変わってきたと言及し、意思や感情は豊かに備わっているとして「尊厳と希望を持って自分らしく生きることが可能」と伝えている。

元厚生労働省老健局長の宮島俊彦岡山大客員教授は、条例が区民を「サポーター」ではなく「パートナー」と位置付けた点を評価。「認知症の人は問題があるからサポートが必要だ」という発想から脱却し、本人とともに共生社会を作る前向きな姿勢がある」と語る。条例の検討委員を務めた認知症介護研究・研修東京センターの永田久美子研究部長は「策定段階から本人が参加し、進捗の評価にも本人参画を明記した意義は大きい。超高齢社会の活路を示した条例で他自治体も考えるきっかけになってほしい」と期待している。【銭場裕司】

◇認知症希望条例の主な内容

・認知症とともに生きる本人の権利が尊重され、全ての区民が希望を持って暮らせるようにする施策の基本理念を定める（目的）
・本人が自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていても意思と権利が尊重され、力を発揮しながら安心して暮らせる地域を作る（基本理念）
・常に本人の視点に立ち、本人及び家族の意見を聴かなければならない（区の責務）
・本人を理解し、ともに歩み、支え合う「パートナー」という意識を持つよう努める（区民の参加）
・本人及び認知症施策に深い理解、識見などがある者から区長が委嘱する（施策評価委員）

<https://news.yahoo.co.jp/articles/52b0d577dc553c933cf6d7cb5b3dcc8d856b28a8>